

# ユニット型 指定介護老人福祉施設 入所契約書

## 特別養護老人ホーム 奥びわこ

( ) (以下、「利用者」といいます。) と特別養護老人ホーム奥びわこ (以下、「事業者」といいます。) は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

### 第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう介護老人福祉サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条 (契約の期間)

- 1 この契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間の満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条 (施設サービス計画)

- 1 事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、介護支援専門員が利用者及び家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービスの変更が必要と認められた場合は、利用者及びその家族等と協議し、変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービスを変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条 (介護老人福祉施設サービスの提供場所・内容)

- 1 介護老人福祉施設サービスの提供は特別養護老人ホーム奥びわこです。所在地及び設備の概要は《重要事項説明書》のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた施設サービス計画に沿って施設サービスを提供します。事業者は、施設サービスの提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。
- 3 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

## 第5条（要介護認定申請書の援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

## 第6条（身体的拘束）

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

## 第7条（サービスの記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、その記録を2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業について、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第8条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

## 第9条（利用料金の変更）

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更する事とします。
- 2 利用者の経済状況の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更する事が出来ます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

## 第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、2週間の予告期間においてこの契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業者が守秘義務に反した場合
  - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は理由を示した上で利用者に対して文書で通知することにより、1ヶ月間の予告期間において、この契約を解除することができます。
- ①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
  - ②施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - ③施設が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 4 次の事由に該当した場合事業者は、利用者に対し文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- ①利用者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
  - ②利用者が連続して90日以上、入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
  - ③利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ④利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）および要支援と認定された場合
  - ③入所後要介護度1または2と認定され、特例入所に非該当の場合。
  - ④利用者が生活保護受給者となった場合
  - ⑤利用者が死亡した場合

#### 第11条（退所の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し利用者が退所することになったときは、必要に応じて居宅介護支援事業者又は他の機関と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### 第12条（退所）

- 1 この契約終了後、利用者はただちに本施設を退所します。

#### 第13条（外泊及び入院）

- 1 利用者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊前日午後5時30分までに事業者に届け出るものとします。
- 2 利用者が入院した場合、90日以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。

#### 第14条（秘密の保持）

- 1 事業者及び事業者の職員は、業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業所等必要な機関に対し利用者及びその家族に関する情報を提供する場合には、事前に文書により家族の同意を得ることとします。

#### 第15条（損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第16条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、サービスの提供中に利用者の健康状態が急変した場合、必要に応じ家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第17条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第18条（申込者）

- 1 申込者は、次の各号の責任を負います。
  - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - ②利用者が利用者に係る諸費用を支払わない場合、支払いが円滑に行われるよう必要な措置及び協力をすること。
  - ③契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
  - ④利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受け、その他必要な措置をすること。

#### 第19条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第20条（裁判管轄）

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上

この契約の定めるところに従い、サービスを利用します。

令和 年 月 日

本人 氏名 印

住所

申込者 氏名 印

住所

本人との続柄 ( )

利用者の契約意思を受託し、この契約に定めるサービスを誠実に責任を持って提供します。

令和 年 月 日

ユニット型指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム 奥びわこ

施設長 榊原 昌哉 印

契約担当者 印